

律蔵の中のアディカラナ 7

佐々木 閑

序

前稿「律蔵の中のアディカラナ 6」において、『摩訶僧祇律』比丘波夜提第 4 条をめぐる研究上の問題を指摘し、Shayne Clarke の説を批判的に考察した⁽¹⁾。しかし、だからといって、それが「他律の対応箇所よりも新しい、後代の作成である」という説が積極的に承認されたわけではない。それにはそれで、別個の論証が必要である。本稿の目的は、その論証を提示することにある。『摩訶僧祇律』比丘波夜提第 4 条にみられるメッティヤーをめぐる記述は、本来そこにあったものではなく、あとから挿入された新しいものだとすることを論証し、さらにはメッティヤーの話だけでなく、『摩訶僧祇律』比丘波夜提第 4 条の記述全体が、後代の挿入によって大きく増広されているという事実を示すことが本稿の目的である。

略号表

Vin

H. Oldenberg, *The Vinaya Piṭakam*, 5vols, PTS 1879-83.

大正

大正新脩大藏經

佐々木 *Adhikaraṇa 1*

佐々木閑「律蔵の中のアディカラナ 1」, 『佛教研究』, 第 35 号, 2007, pp. 135-193.

佐々木 *Adhikaraṇa 2*

佐々木閑「律藏の中のアディカラナ 2」, 『佛教研究』, 第 36 号, 2008,
pp. 135-166.

佐々木 *Adhikaraṇa 3*

佐々木閑「律藏の中のアディカラナ 3」, 『佛教研究』, 第 37 号, 2009,
pp. 141-189.

佐々木 *Adhikaraṇa 4-(1)*

佐々木閑「律藏の中のアディカラナ 4(1)」, 『佛教研究』, 第 38 号,
2010, pp. 163-190.

佐々木 *Adhikaraṇa 4-(2)*

佐々木閑「律藏の中のアディカラナ 4(2)」, 『佛教研究』, 第 39 号,
2011, pp. 127-154.

佐々木 *Adhikaraṇa 5*

佐々木閑「律藏の中のアディカラナ 5」, 『佛教研究』, 第 40 号, 2012,
pp. 161-181.

佐々木 *Adhikaraṇa 6*

佐々木閑「律藏の中のアディカラナ 6」, 『福原隆善先生古稀記念論集
佛法僧論集』, 第 1 卷, 山喜房佛書林, 2013, pp.(1)652-(22)631.

佐々木 *Adhikaraṇa 8*

佐々木閑「律藏の中のアディカラナ : *Vivādamūla*」, 『印度學佛教學研
究』(第 62 卷に掲載予定).

佐々木 波逸提 21, 22, 23, 24 条

佐々木閑「比丘波逸提 21, 22, 23, 24 条の問題点」, 『花園大学文学部研
究紀要』(第 46 号に掲載予定)

佐々木 『インド仏教変移論』

佐々木閑『インド仏教変移論 なぜ仏教は多様化したのか』, 東京,
大蔵出版, 2000.

平川『二百五十戒の研究 IV』

平川彰『平川彰著作集 第17巻 二百五十戒の研究 IV』, 東京, 春秋社, 1995.

Clarke, the Nun Mettiyā

Shayne Clarke, "The Case of the Nun Mettiyā Reexamined: on the Expulsion of a Pregnant Bhikṣuṇī in the Vinaya of the Mahāsāṅghikas and other Indian Buddhist Monastic Law Codes", *Indo-Iranian Journal*, 51, 2008, pp. 115-135.

I

まず、前稿で取り上げたメッティヤー比丘尼に関する話と、本稿で取り上げる部分との位置関係を説明しておこう。少々説明が長くなる。

ここでいう「比丘波夜提第4条」とは、『摩訶僧祇律』の中、比丘に科せられる波夜提法（波逸提, 単提とも言われる。パーリ語で pācittiya）の第4条で、一般に「発淨戒」と呼ばれているものである。他の律の対応を見ると、『十誦律』、『根本説一切有部毘奈耶』はいずれも同じく波夜提第4条にきているが、『五分律』では第5条にあり、パーリ律では第63条、『四分律』では第66条という全く違う場所に置かれている。このように律によって置かれている場所に違いがあること(2)の理由は不明である。この条文に関しては、この「律蔵の中のアディカラナ」シリーズの中で何度も触れてきた(3)。

条文の内容は、「一旦如法に否決されたアディカラナを再び蒸し返して羯磨の無効を主張し、再度羯磨にかけようとして騒ぐなら波夜提の罪になる」というものである。この条文の中にアディカラナの語が現れることから、その意味をめぐって論じたし、さらには『五分律』対応箇所(4)に特殊な改変の跡が見出されることも指摘した。『五分律』の問題に関しては別稿でより詳細に論じるつもりなので今は取り上げない。今回注目するのは、『摩訶僧祇律』が、ここにきわめて特殊な記述を含んでいるという問題である。私はこれを、佐々木

Adhikaraṇa 4-(2) で挙げた5つの問題点の第一に挙げた。⁽⁵⁾

もう一度簡単に説明しておこう。『摩訶僧祇律』の比丘波夜提第4条は、因縁譚や条文、そして経分別語義解釈といったお決まりの事項がすべて語られた後に、他の律の対応個所には存在しない「四種アディカラナおよび七種アディカラナサマタ法の説明」が延々と続く。そのアディカラナ関係の記述の中には阿闍世王の話や、いくつかのアヴァダーナが（省略形ではあるが）含み込まれていて、全体としてきわめて大量の記述になっている。

この、「四種アディカラナおよび七種アディカラナサマタ法の説明」に関する部分を読むと、その内容は他律の「サマタ韃度」に相当することが分かる。『摩訶僧祇律』では、「雜誦跋渠法」（他律の韃度部に相当するパート）中にアディカラナを解説する独立の記述は存在せず、それに相当するものが、経分別の、しかも比丘波夜提第4条という奇妙な箇所にもまるまる入っているのである。⁽⁶⁾つまり『摩訶僧祇律』では、「サマタ韃度」が比丘波夜提第4条の中にもまるまる入り込んでいるということである。このおかしな状況の理由はなにか。それが佐々木 *Adhikaraṇa* 4-(2) で挙げた「第一の問題点」であった。

一方、前稿で取り上げた Clarke の論文が言っていたのは、その『摩訶僧祇律』比丘波夜提第4条に見られる「四種アディカラナおよび七種アディカラナサマタ法の説明」箇所の一部、「誹謗諍（パーリ律でいう *anuvādhikaraṇa*）」というアディカラナを、憶念毘尼 (*sativinaya*) というアディカラナサマタ法で滅する方法を語る部分の因縁譚に、有名なメッティヤー比丘尼の悪巧みの話が含まれており、それが他律にもみられるメッティヤー比丘尼に関する様々な話の祖型だ、という主張である。⁽⁷⁾彼によれば、メッティヤー比丘尼がダッパマツラブッタ比丘を根拠のない波羅夷罪で告発するという、多くの律の比丘僧残第8条にみられる因縁譚は、この『摩訶僧祇律』比丘波夜提第4条にある話から発展したものであり、したがってそれらは『摩訶僧祇律』比丘波夜提第4条にある話より新しいということになる。⁽⁸⁾

この Clarke の主張が、彼が証拠として提示してくる情報によっては裏付け

られないということを私は前稿で指摘した。そして本稿においては、メッティヤーの話も含む、「四種アディカラナ、七種アディカラナサマタ法の説明部分」（すなわち他律の「サマタ韃度」相当部分）の全体が『摩訶僧祇律』独自の後の挿入であり、成立の新しいものであることを論証し、Clarke 説に対する積極的な反証とする。これが論考の全体構造である。

II

まず、包括的な視点で論じる。記述文の「量」の問題である。各律の、比丘波夜提第 4 条対応部分の分量を見てみよう。

パーリ律（第 63 条）：PTS 本で 33 行

『四分律』（第 66 条）：大正大藏経で 48 行（三分の二頁弱）

『五分律』（第 5 条）：大正大藏経で 40 行（三分の二頁弱）

『十誦律』（第 4 条）：大正大藏経で 68 行（三分の二頁弱）

『根本説一切有部毘奈耶』（第 4 条）：大正大藏経で 39 行（約半頁）⁽⁹⁾

パーリ律は PTS 本の行数であるから、大正大藏経の行数と直接比較することはできないのだが、実際に読んで記述内容を引き比べてみれば、およそ『四分律』と同程度の分量であると判断できる。したがってこれら五本の律の比丘波夜提第 4 条対応部分は、ほぼ同じ分量であることが分かる。これに対して、『摩訶僧祇律』比丘波夜提第 4 条は大正大藏経で 720 行（8 頁強）ある。およそ 14、5 倍である。桁違いに量が多い。理由は明白で、波夜提第 4 条の因縁譚や条文解説の量はほぼ同じなのだが、そのあとに「四種アディカラナおよび七種アディカラナサマタ法の説明」が置かれている分だけ『摩訶僧祇律』が大きいのである。このことから次の事実が確認できる。

1. 各律の比丘波夜提第 4 条対応部分を比較した場合、『摩訶僧祇律』だけが異常に量が多い。その理由は、他律の「サマタ韃度」にあたる記述がまるごとここに存在しているからである。

次に、視点を『摩訶僧祇律』だけに限定し、全部で92条ある『摩訶僧祇律』の波夜提法全体を見て、第4条の量的状況を見てみよう。『摩訶僧祇律』の波夜提、全92条を通覧した場合、その分量は、最小のもので大正大藏經で18行(第29条)、最大は720行(本稿で扱っている第4条)⁽¹⁰⁾である。全92条のうち、100行未満が81条、100行以上200行未満が7条、200行以上300行未満が2条(202行と239行)、そして720行のものが1条⁽¹¹⁾である。

この720行というのが、本稿で問題にしている「比丘波夜提第4条」である。これだけが分量が突出して多い。92条のうちの約90パーセントが100行未満であり、しかも比丘波夜提第4条以外の条文で最も長いものが239行という中で、この比丘波夜提第4条だけが720行を占めるというのは異常である。このことから、次の事実が言える。

2. 『摩訶僧祇律』の中の波夜提法を通覧した場合、比丘波夜提第4条だけ、分量が異常に多い。

次に、六本の広律の波夜提法を全体として眺めてみよう。まず、各律毎の記述量に関する情報を提示する。

- 1) パーリ律：PTS本で、最小は22行(第91条)、最大は312行(第2条)⁽¹²⁾。
全92条のうち、100行未満が78条、100行以上200行未満が12条、200行以上300行未満が1条、そして300行台が1条⁽¹³⁾である。
- 2) 『四分律』：大正大藏經で、最小は21行(第85条)、最大は198行(第21条)⁽¹⁴⁾。全90条のうち、100行未満が79条、100行以上200行未満が11条である。
- 3) 『五分律』：大正大藏經で、最小は5行(第44条)、最大は94行(69条)⁽¹⁵⁾。
全91条のうち、50行未満が76条、50行以上100行未満が15条である。
- 4) 『十誦律』：大正大藏經で、最小は12行(第63条)、最大は322行(第3条)⁽¹⁶⁾。全90条のうち、100行未満が76条、100行以上200行未満が12条、200行以上300行未満が1条、そして300行台が1条である。

- 5) 『根本説一切有部毘奈耶』：大正大蔵経で、最小は8行（第88条）、最大は2296行（第82条⁽¹⁷⁾）。全90条のうち、100行未満が63条、100行以上200行未満が14条、200行以上300行未満が7条、300行台が2条、400行台が2条、そして990行のものが1条と、2296行のものが1条である。
- 6) 『摩訶僧祇律』についてはすでに提示した。もう一度繰り返すと、大正大蔵経で、最小は18行、最大は720行。全92条のうち、100行未満が81条、100行以上200行未満が7条、200行以上300行未満が2条（202行と239行）、そして720行のものが1条である。

これを総覧すると、ところどころに突出して長い部分があることに気づく。今問題にしている『摩訶僧祇律』の比丘波夜提第4条は720行というきわめて大きなものだが、中には『根本説一切有部毘奈耶』第82条の2296行のように、けた外れに大きなものも含まれている。そこで、特に目立って量の多い個所をとりあげて、その大きさの理由を調査した。『摩訶僧祇律』の比丘波夜提第4条は、そこに「四種アディカラナおよび七種アディカラナサマタ法の説明」という、「律規定に関する」特殊な記述を含んでいるために大きくなっているのだが、他の「量的に大きい」個所にも、同じように律の規定を多量に含むことで巨大化している例があるかどうかを見ていこうということである。調査結果は説明量が多すぎて本稿中に納めることができないので、ここでは省略するが、結論だけを言えば、比丘波夜提第4条と同じ理由で肥大化している個所は、ほかにどこにも見出されなかった。それらが巨大である理由は、特定の律規定が存在しているからではなく、因縁譚が多量に含まれていたり、あるいは特定事項に関して延々と事例を列挙していく、といったことにある。したがって、ここでもまた、『摩訶僧祇律』比丘波夜提第4条の特殊性が確認できるのである。

3. 広律の波夜提部分全体を見ると、突出して量の多いもののがかなり存在しているが、『摩訶僧祇律』比丘波夜提第4条以外は皆、因縁譚の数や量が多いとか、違反の具体例が詳細化していることにその原因がある。それに対して『摩訶僧

祇律』比丘波夜提第4条だけは、「四種アディカラナおよび七種アディカラナサマタ法の説明」という、律規定そのものに関わる記述が多量に含まれることが量的突出の原因である。

以上、1～3の事実を総合すると、『摩訶僧祇律』比丘波夜提第4条に含まれる「四種アディカラナおよび七種アディカラナサマタ法の説明」は、全体構成の流れにそぐわない異分子だということが分かる。量的にも、そして質的にも、それだけが突出した異常さを示している。したがって、それが他のパートと並んで初めからここに存在していたと考えることはできない。あとからここに挿入されたものであり、そのために第4条だけが特異な様相を呈することになったと理解するのが自然である。

第一論文以降たびたび繰り返してきたが、律蔵の中にアディカラナという語が登場する個所は特定の場所に集中している。それは二箇所ある。ひとつは言うまでもなく、韃度部のひとつである「サマタ韃度」。そしてもう一つは、波羅提木叉の末尾にある、「七滅諍法（アディカラナサマタ法）」である。『摩訶僧祇律』の場合、「サマタ韃度」という独立した一章はどこにも存在せず、それに相当する記述がまるごと比丘波夜提第4条の中に含まれているのだが、その記述がもともとそこに存在していたものか、それともあとから比丘波夜提第4条に挿入されたものか、それを決定するのが本稿の目的である。分量や質的特異性の点からみて、比丘波夜提第4条だけが異常な状況にあることは今見てきたとおりである。そこで次に視点を変えて、律蔵全体の構造から見てみよう。

アディカラナの語が集中して現れる、波羅提木叉の末尾部分に注目する。言うまでもなく波羅提木叉に対する注釈が経分別であるから、当然、経分別の末尾にも同じくアディカラナの語が現れる。多くの場合、実際には経分別で注釈らしい注釈は行われず、ただ波羅提木叉の文言を繰り返すだけなので、波羅提木叉の末尾はそのまま経分別の末尾になっている。たとえばパーリ律の比丘経分別末尾の文言は以下のとおり。アディカラナ（諍い）を鎮めるための七つの

アディカラナサマタ法が列挙されるだけである。

諸大徳よ、この七つのアディカラナサマタ法が列挙されます。次々生起する諸アディカラナを滅し、鎮めるために、現前ヴィナヤが与えられるべし (sammukhāvīnayo dātabbo)、憶念ヴィナヤが与えられるべし (sativinayo dātabbo)、不癡ヴィナヤが与えられるべし (amūḥavinayo dātabbo)、自言によってさせるべし (paṭiññāya kāretabbā)、多人語 (yebhuyyasikā)、覓罪相 (tassapāpiyyasikā)、如草覆地 (tiṇavatthāraka) であります。⁽¹⁸⁾

これまでの論考により、この部分はアディカラナの変遷過程の第二段階、すなわち「アディカラナが『一般的な諍い』という意味で用いられるようになり、その諍いを鎮めるための七アディカラナサマタ法なるものが制定された段階」に作られたものであろうという仮説を立てたが、今はその問題には触れない。⁽¹⁹⁾

以下示すように、本稿の議論にとってこの個所は、全く別の視点において重要性を持つのである。まずはともかく、『摩訶僧祇律』の比丘波羅提木叉の末尾と比丘経分別の末尾を提示して、なにが分かるか見てみよう。まず波羅提木叉（戒本）の末尾を提示する。

『摩訶僧祇律大比丘戒本』⁽²⁰⁾

諸大徳。是七滅諍法。半月半月次説波羅提木叉。若隨事隨順人。應與現前比尼人。與現前比尼。應與憶念比尼人。與憶念比尼。應與不癡比尼人。與不癡比尼。應與自言治比尼人。與自言治比尼。應與覓罪相比尼人。與覓罪相比尼。應與多覓罪相比尼人。與多覓罪相比尼。應與如草敷地比尼人。與如草敷地比尼。諸大徳。已説七滅諍法。今問諸大徳。是中清淨不。是中清淨不。是中清淨不。諸大徳。是中清淨默然故。是事如是持。

諸大徳よ、七滅諍法は以下のとおりである。半月毎に波羅提木叉として説け。状況に応じて、現前比尼を与えるべき人には現前比尼を与えよ。憶念比尼を与えるべき人には憶念比尼を与えよ。不癡比尼を与えるべき人には不癡比尼を与えよ。自言治比尼を与えるべき人には自言治比尼を与えよ。

覓罪相比尼を与えるべき人には覓罪相比尼を与えよ。多覓罪相比尼を与えるべき人には多覓罪相比尼を与えよ。如草敷地比尼を与えるべき人には如草敷地比尼を与えよ。諸大徳よ、すでに七種の滅諍法を説き終わりました。今、諸大徳にお尋ねします。この中において清浄ですか、清浄ではありませんか。(再度尋ねます)。この中において清浄ですか、清浄ではありませんか。(もう一度尋ねます)。この中において清浄ですか、清浄ではありませんか。諸大徳は、沈黙しておられるので、この中において清浄であります。以上、決定いたしました。

他の律の対応箇所とも合致する文言で、なにも問題はない。ではこれに対する『摩訶僧祇律』経分別の注釈文はどうであろうか。先に結論を言えば、そこにはきわめて特殊な状況が現れている。他の律には見られない奇妙な注釈文があって、それが比丘波夜提第4条の特殊性をそのまま反映しているのである。たとえばパーリ律、『四分律』、『根本説一切有部毘奈耶』の経分別末尾を見ると、そこにはなんの注釈文もなく、ただ波羅提木叉の文言を繰り返すだけである⁽²¹⁾。『五分律』と『十誦律』に関しては問題があって、これは続稿で報告する予定だが、今から示す『摩訶僧祇律』経分別の末尾部分とは全く類縁性がない⁽²²⁾。つまり、『摩訶僧祇律』の経分別末尾は、他のどの律にも見られない特殊なことを語っているのである。その全文は以下のとおり。

⁽²³⁾
【摩訶僧祇律】

佛住舍衛城廣説如上爾時佛告阿難。僧有諍事。汝往斷滅。令止諍事。阿難白言。云何僧諍事斷當令滅。佛言。六群比丘知僧如法〔如律〕如毘尼斷諍滅已。後更舉諸比丘諍事。更起作是言。是法非法。乃至是處羯磨非處羯磨。如波夜提中廣説。乃至世尊弟子僧無量常所行事。一切七止諍法滅。是名常所行事七止諍法滅。是故説若比丘知僧如法如毘尼滅。乃至後更舉波夜提。七滅諍法竟。

私は舍衛城におられた。途中略。その時、私は阿難におっしやった。「サ

ンガに諍い事があるので、お前が行って断滅し、諍い事を鎮めよ」。阿難は「どうやってサンガの諍い事を断じ、滅したらよいのですか」と言った。仏はおっしゃった。「六群比丘は、サンガが如法、如律、如毘尼に諍い事を断じたのを知りながら、それが滅したあとに、さらに比丘たちの諍い事をむしかえし、『これは法である。非法である。乃至、この羯磨は有効である。この羯磨は無効である』などと主張した。以下、波夜提の中で説いたのと同文。乃至、世尊の弟子のサンガには無量の常所行事があるが、七種の止諍法のすべてによって滅する。これを常所行事七止諍法滅と名づける。このゆえに、『もし比丘が、サンガが如法、如比尼に「諍い事を滅し終わったことを知りながら、さらにそれをむしかえそうとして、この羯磨は無効だ、もういっぺんやれ、というように」難癖をつけたなら波夜提である』と説かれたのである。七滅諍法を終わる。

この比較的短い文章の中には、別の文章が省略形で引用されている（下線部分）。その途中に「以下、波夜提の中で説いたのと同文」という句があることから分かるように、この引用文は、波夜提の中のどこから引用されたものである。ではそれはどこか。それこそが比丘波夜提第4条の文章である。では大正大蔵経で720行もある波夜提第4条の経分別のうちのどこが引用されているのかというと、驚くべき事に、そのすべて、実に冒頭から末文までの720行分すべてがここに含まれているのである。六群比丘がサンガの決定に逆らって話をむしかえしたというのは、波夜提第4条が始まる冒頭の記述であり、そのあと条文が制定され、そして「四種アディカラナおよび七種アディカラナサマタ法の説明」が延々と続き、最後に常所行事の滅諍方法でおしまい、というその全体がここにそのまま繰り返されているのである。

もし省略形を用いずにそのまま全文を出したとしたなら、ここは720行以上の分量になるはずである。ほかの律では10行前後で終わっている場所に、『摩訶僧祇律』は波夜提第4条の文章を720行分まるごと置くのである。

まず大枠でみると、経分別の最後のこの部分に、波夜提第4条の記述がまるごと含まれていることは、構造上、きわめて不自然なことである。なによりも、その記述の中には「波夜提第4条」の条文制定譚そのものが含まれている。六群比丘の悪行を機縁として世尊が波夜提第4条を制定したという、その話が含まれているのである。波羅提木叉の条文を初めから一条ずつとりあげて順に解説していくというスタイルの経分別がその末尾で、波夜提第4条という特定の一条に関する解説文をまるごと繰り返すという状況が、最初からあったと考えることは全く理に合わない。ここはどうしても、本来はパーリ律や『四分律』などと同じくアディカラナサマタ法に関する簡潔な記述であったものが、後に改変され、波夜提第4条部分がまるごと引用・挿入された、と考えるべきである。ではなぜ、波夜提第4条部分がまるごと挿入されたのかと考えるならば、それは当然、ある時に波夜提第4条にそれまでなかった「四種アディカラナおよび七種アディカラナサマタ法の説明」が挿入されて、そこが全体としてアディカラナ・アディカラナサマタ法の総合的解説としての機能を持つようになったため、経分別末尾のアディカラナサマタ列举部分に「解説文として」そのまま挿入したものと考えられる。つまり、波夜提第4条を改変したので、その新しいバージョンを、経分別末尾でのアディカラナサマタ法の解説文にも利用したということである。

このプロセスを裏付ける情報がある。同じ『摩訶僧祇律』でも、比丘尼の経分別末尾部分は状況が全く違っているのである。そこには次のような文が現れている。

⁽²⁴⁾
『摩訶僧祇律』

七滅諍法。現前比尼。憶念比尼。不癡比尼。自言比尼。覓罪相比尼。多覓比尼。布草比尼。

七滅諍法がある。現前比尼と憶念比尼と不癡比尼と自言比尼と覓罪相比尼と多覓比尼と布草比尼である。

これは、パーリ律、『四分律』などと同じスタイルの、七アディカラナサマタ法の単なる列挙である。もし『摩訶僧祇律』の比丘波夜提第4条がもともと今のように「四種アディカラナおよび七種アディカラナサマタ法の説明」を含んでおり、それを受けて比丘の経分別末尾にも「四種アディカラナおよび七種アディカラナサマタ法の説明」が置かれていたとするなら、それと平行な関係にある比丘尼の経分別末尾部分も同じ状況になっているはずである。しかしそうはなっておらず、比丘尼経分別は他の律と同じ簡潔な列挙になっている。ということは、可能性は二つ。一つは、比丘尼経分別も、もとは現在の比丘経分別と同様、「四種アディカラナ、七種アディカラナサマタ法」の長大な説明を含んでいたが、後に他の律の影響でそれが削除され、簡潔な列挙スタイルに変更されたという可能性。もう一つは逆に、『摩訶僧祇律』の比丘経分別も、もともとは他の律や、比丘尼経分別と同じように簡潔な列挙スタイルであったものが後に「四種アディカラナおよび七種アディカラナサマタ法の説明」を含む比丘波夜提第4条の記述がまるごと挿入されて現在の形に変更された、というものである。

一番目の可能性は、考えにくい。なぜなら、比丘経分別は以前のままでありながら、比丘尼経分別だけが他の律の影響で大きく改変された、という状況が想定しにくいからである。律藏が比丘に関する部分を重視し、比丘尼に関する規定を副次的なものとして扱っていることは自明であるが、そのような状況で、改変してもさほど意味のない比丘尼律だけが改変され、比丘律はそのまま残る、という事態は想定しにくいのである。よほど特殊な事情があればそういうことも起こるかも知れないが、この経分別末尾部分を見る限り、そういった理由はなにも考えられない。したがって、あり得べき可能性としては、比丘波夜提第4条の改変に合わせて、比丘経分別末尾も「四種アディカラナおよび七種アディカラナサマタ法」を挿入するかたちで改変された、と考えるべきである。そしてこれは、波夜提の量的考察の結果とも、そして直前で考察した、「引用文の中に条文制定の話が含まれている」という奇妙な状況の考察結果とも合致する

のである。

次に、比丘波夜提第4条に含まれる「四種アディカラナおよび七種アディカラナサマタ法説明文」の内容を調査する。この長大な記述を詳細に見ていくと、そこには構造上の矛盾点が数多く現れていて、それぞれに興味深い情報を提供しているのだが、それをここですべて提示する余裕はない。ともかく、『摩訶僧祇律』比丘波夜提第4条に含まれる「四種アディカラナおよび七種アディカラナサマタ法の説明」には、きわめて曖昧かつ不合理な点が数多く含まれているという事実だけ指摘しておいて、今は、数ある問題点の中、特にこの「四種アディカラナおよび七種アディカラナサマタ法の説明」が後の挿入であることを端的に示す情報を提示するにとどめておく。

『摩訶僧祇律』比丘波夜提第4条の条文は、先にも言ったように「一旦如法に否決されたアディカラナを再び蒸し返して羯磨の無効を主張し、再度羯磨にかけようとして騒ぐなら波夜提の罪になる」という規定である。したがって、違法行為の眼目は、「違法に羯磨の無効を主張すること」にある。そのようなことを根拠もなく行ったなら罪になると言っているのである。そして条文の語義説明において、その条文に現れる「アディカラナ(諍)」という語を「相言諍、誹謗諍、罪諍、常所行事諍の四種である」と定義する⁽²⁵⁾。この定義が後の挿入であるという仮説はすでに示したが、今はそれにこだわらず、とにかく条文中のアディカラナがこのような形で定義されているという事実だけ確認しておく⁽²⁶⁾。

他の律の波夜提第4条相当部分ならば、こういった語義説明と、あとはちょっとした判例などが示されて、それで終わるのだが、『摩訶僧祇律』では、この「アディカラナとは相言諍、誹謗諍、罪諍、常所行事諍の四種である」という説明文を受けてそこから、長大な「四種アディカラナおよび七種アディカラナサマタ法の説明文」が展開していく。これが他律の「サマタ韃度」に相当するものであることは何度も言った。

したがって、この「四種アディカラナおよび七種アディカラナサマタ法の説明」は、波夜提第4条の「違法に羯磨の無効を主張したなら波夜提になる」と

いう犯罪規定を土台として、そこに含まれるかたちで存在しているのである。そこで二つの可能性を考えてみる。もし「四種アディカラナおよび七種アディカラナサマタ法の説明」がもともとここに存在していたとするなら、それは、「違法に羯磨の無効を主張したなら波夜提になる」という第4条の条文を土台として作成されたものであるから、上記の条文内容と合理的に繋がっているはずである。しかしもし「四種アディカラナおよび七種アディカラナサマタ法の説明」が後から挿入されたものであるなら、上記の第4条の条文と、「四種アディカラナおよび七種アディカラナサマタ法の説明」という、本来別個の二つの律規定がそこで無理に一体化されたわけだから、連結部分に矛盾が生じている可能性がある。そこで、『摩訶僧祇律』比丘波夜提第4条内部における、「違法に羯磨の無効を主張したなら波夜提になる」という条文規定と、それを受けて語られる、「四種アディカラナおよび七種アディカラナサマタ法の説明文」との接合点を見ていくことにする。

「条文中に現れるアディカラナとは、相言諍、誹謗諍、罪諍、常所行事諍の四種である」という語義説明を受けて、そこから「四種アディカラナおよび七種アディカラナサマタ法の説明」が延々と語られていくのだが、それが「違法に羯磨の無効を主張したなら波夜提になる」という条文規定と直接関連づけて述べられる箇所はきわめて少ない。「四種アディカラナおよび七種アディカラナサマタ法の説明文」は、それだけで一個の閉じた体系を形成しており、その土台となっているはずの第4条条文と連結される箇所は数カ所にすぎず、しかもそれはすべて同じパターンでの連結である。そのパターンについて少し説明する。

四種類のアディカラナは（定義にブレはあるものの）、もともとは「サンガの中で生じる出家者どうしの諍い」という意味である。したがってそれはなんらかの方法によって解決しなければならないやっかいな問題である。そしてその問題の解決方法が七種のアディカラナサマタ法である。したがって、サンガ内に起こった四種のアディカラナを、七種のアディカラナサマタ法のどれかを用いて滅するということになる。その方法を詳細に語るのが各律の「サマタ鍵

度」であり、『摩訶僧祇律』の場合ならば波夜提第4条に含まれる「四種アディカラナおよび七種アディカラナサマタ法の説明」ということになる。そして『摩訶僧祇律』では、あるアディカラナをあるアディカラナサマタ法で滅する方法が解説されるたびに、その末尾で同じパターンの文言が繰り返されるのである。一例を挙げよう。⁽²⁷⁾

『摩訶僧祇律』⁽²⁸⁾

如是阿難。如法如律如佛教。用現前毘尼滅諍事已。若有客比丘。若去比丘。若與欲比丘。若見不欲比丘。若新受戒比丘。若在坐睡比丘。是諸比丘。作是言。如是不好羯磨。別佛別法別僧。如牛羊僧。不善羯磨。羯磨不成就。阿難。如是更發起者。得波夜提罪。

(パターンを抽出した和訳を示す)

このように阿難よ、法の如く、律の如く、仏の教えの如くに（A：ここになんらかのアディカラナサマタ法の名が入る）を用いて諍事（アディカラナ）を滅し終わったあとで、客比丘や、あるいは去ろうとする比丘や、委任を与えた比丘や、見不欲の比丘や、新しく受戒した比丘や、あるいは羯磨のあいだ昼寝をしていた比丘がいて、「これは不適切な羯磨である。仏・法・僧を別にするものであり、牛や羊の集まりの如く愚かなサンガのようだ。この羯磨は不適切である。この羯磨は無効である」と言った場合、阿難よ、このようにさらにむしかえす者は、波夜提罪となる。

ここで言っているのは、あるアディカラナをなんらかのアディカラナサマタ法(A)で滅した場合に、その時の羯磨を「無効だ」と言ってあとでむしかえそうとする者は波夜提罪になるという意味である。この文言によって「四種アディカラナおよび七種アディカラナサマタ法の説明」が、波夜提第4条の規定と結びつくことになる。これだけが「四種アディカラナおよび七種アディカラナサマタ法の説明文」と第4条の条文規定が結びつく接合点である。

さてそこで、同じパターンで繰り返される、この接合点になんらかの矛盾が

見られるかどうか、という問題であるが、非常に大きな矛盾点が存在しているのである。それは、羯磨を用いないアディカラナサマタ法の解説の末尾にも、このパターンが置かれているという点である。『摩訶僧祇律』ではなんらかの羯磨規定を語る場合には、必ずその羯磨の実際の執行方法を具体的に記す。たとえば「四種アディカラナおよび七種アディカラナサマタ法の説明文」の内部でも、憶念毘尼、不癡毘尼、覚罪相毘尼や、あるいは多数決の司会者（行籌人）を任命する羯磨などが説明される場合には必ず、「大徳僧、聴きたまえ」で始まる羯磨儀式の全文がそこに提示されるのである。しかしたとえば相言諍を現前毘尼で滅する場合や、罪諍を自言毘尼で滅する場合、そして如草布地ですべてのアディカラナを滅する場合などは、特定の羯磨を用いない⁽²⁹⁾。これらは羯磨ではなく、別のやり方でアディカラナを滅するのである⁽³⁰⁾。それは他の律の対応箇所からも裏付けられる。

ところがそういった、羯磨を用いないアディカラナサマタ法の解説の末尾にもすべて「その時の羯磨を無効だと言ってあとでむしかえそうとする者は波夜提罪になる」という文言が置かれているのである。これは明らかに、「四種アディカラナおよび七種アディカラナサマタ法の説明文」をあとで挿入し、それと第4条の条文を無理に結びつけようとしたことによる矛盾である。本来、羯磨を用いないアディカラナサマタ法に対しても、「その羯磨を不当にむしかえしたら波夜提罪になる」という第4条の条文規定を結合せざるを得ないので、このような矛盾した状態になったのである。

以上、量の問題、比丘経分別末尾部分との関係の問題、そして条文との連結部分の矛盾という三点から行った考察は、どれも同じ方向を指している。すなわち、『摩訶僧祇律』比丘波夜提第4条に含まれる「四種アディカラナおよび七種アディカラナサマタ法の説明文」は、後に挿入された新しい記述であるという事実である。『摩訶僧祇律』の他の場所に独立して「サマタ韃度」として存在していた記述が波夜提第4条部分に移されたのか、あるいははもともと『摩訶僧祇律』のどこにも存在していなかった「サマタ韃度」が、新たに他の律か

ら導入されてここに置かれたのか、詳細は不明であるが、ともかく、『摩訶僧祇律』比丘波夜提第4条に含まれる「四種アディカラナおよび七種アディカラナサマタ法の説明文」を、初めからここに存在していた古い記述として扱うことはできなくな⁽³¹⁾った。したがって Clarke の説も妥当性が低くなるのである。

そして最も重要なことは、私が佐々木 *Adhikaraṇa 1-3* の三本の論文で提示した四段階成立説は、『摩訶僧祇律』のこの個所の記述によっては否定されないという点である。もし「サマタ健度」の最古型が『摩訶僧祇律』比丘波夜提第4条に含まれる「四種アディカラナおよび七種アディカラナサマタ法の説明文」だとすると、そこでは四種のアディカラナと七種のアディアラナサマタ法が混合された形で説かれているので、「サマタ健度はもともと前半で七アディカラナサマタ法だけを解説していたが、その後、四アディカラナを七アディカラナサマタ法のどれで減するかという手順を語る後半部分が付加された」と考える私の仮説と合わないからである。しかし『摩訶僧祇律』比丘波夜提第4条に含まれる「四種アディカラナおよび七種アディカラナサマタ法の説明文」が後代の挿入だとすれば、それが混合形であることは全く問題がない。「サマタ健度」の全体形が形成されたあとで、その一ヴァリエーションとしての混合形が挿入されたと考えればよいからである。

以上、『摩訶僧祇律』比丘波夜提第4条に焦点をあてて考察してきた。アディカラナについては、さらに数編の論考を継続して発表する予定である。

注

- (1) Clarke, the Nun Mettiyā ; 佐々木 *Adhikaraṇa 6*。本文でも記したが、問題になるのは、この波夜提第4条に現れる、メッティヤー比丘尼に関する『摩訶僧祇律』独自の話が、他の律のメッティヤー比丘尼関連個所（特に僧残第8条の因縁譚部分）よりも古い、祖型なのか、それとも他律の記述を受けて後代に作成された新しいものなのか、という点である。Clarke は『摩訶僧祇律』波夜提第4条の中のメッティヤーの話が祖型であると考え、それを裏付けるための諸々の証拠を提示したが、私は、そ

ういった情報が証拠としては使えないという事実を示した。『摩訶僧祇律』比丘波夜提第4条にみられるメッティヤー関連の独特な記述を、「『摩訶僧祇律』以外の律に現れる種々の対応記述の祖型であり、それが一番古い」と断定する証拠はないということを示したのである。

- (2) 『摩訶僧祇律』：大正 22 卷, 327a-335b；『十誦律』：大正 23 卷, 69c-70b；『根本説一切有部毘奈耶』, 大正 23 卷, 770a-b；『五分律』, 大正 22 卷, 38b-39a；『四分律』, 大正 22 卷, 680c-681b；パーリ律: Vin vol. IV, p. 126. 平川『二百五十戒の研究 IV』, pp. 23-31 を参照。
- (3) 佐々木 *Adhikaraṇa 1*；佐々木 *Adhikaraṇa 2*；佐々木 *Adhikaraṇa 3*；佐々木 *Adhikaraṇa 4-(1)*；佐々木 *Adhikaraṇa 4-(2)*；佐々木 *Adhikaraṇa 5*；佐々木 *Adhikaraṇa 6*；佐々木 *Adhikaraṇa 8*；佐々木 波逸提 21, 22, 23, 24 条。
- (4) 佐々木 *Adhikaraṇa 2*, p. 150ff；佐々木 *Adhikaraṇa 4-(1)*, p. 168, p. 179ff.
- (5) 佐々木 *Adhikaraṇa 4-(2)*, pp. 148-149.
- (6) 『摩訶僧祇律』『雜誦跋渠法』の内容と、その成立過程については佐々木『インド仏教変移論』を参照。
- (7) 『摩訶僧祇律』：大正 22 卷, 328c-332a.
- (8) 比丘僧残第八条については佐々木 *Adhikaraṇa 1* で詳細に論じた。
- (9) 注 (2) で示した個所の行数である。
- (10) 第 29 条は大正 22 卷, 349c.
- (11) 第 40 条の漢訳は、もとの梵本が虫食いで破損していたため存在しない。
- (12) 第 91 条：Vin vol. IV, pp. 172-173；第 2 条：Vin vol. IV, pp. 4-11. 第 2 条が長くなっているのは、人を罵倒する例が延々と列挙されているため。
- (13) パーリ律では繰り返し部分が省略される場合が多いので、分量を比較するにはその分もすべて補って勘定しなければならない。ある程度長い反復部分については、その作業を行ったが、短い省略文については余りに作業が繁雑になるため PTS 本のままの行数で勘定した。したがってこの数字には若干の誤差が含まれている。PTS 本そのままの行数が示されているわけではない。ただ、『摩訶僧祇律』比丘波夜提第 4 条の分量の特殊性を示す、という本稿の目的においては、この範囲の計測で十分である。
- (14) 第 85 条：大正 22 卷, 693b；第 21 条：大正 22 卷, 647b.

- (15) 第44条：大正22巻, 56a；第69条：大正22巻, 64c。
- (16) 第63条：大正23巻, 112a；第3条：大正23巻, 66a。第3条が長くなっているのは、両舌の事例が延々と列挙されているため。
- (17) 第88条：大正23巻, 896a；第82条：大正23巻, 866c。第82条が長くなっているのは、膨大な量のアヴァダーナが含まれているため。
- (18) Vin, vol. IV, p. 207.
- (19) 佐々木 *Adhikaraṇa 1*；佐々木 *Adhikaraṇa 2*；佐々木 *Adhikaraṇa 3*。
- (20) 大正22巻, 555a。
- (21) 『四分律』：大正22巻, 713c；『根本説一切有部毘奈耶』：大正23巻, 904b。
- (22) 『五分律』：大正22巻, 77b；『十誦律』：大正23巻, 141b。佐々木 *Adhikaraṇa 4-(1)*, pp. 184-187 参照。
- (23) 大正22巻, 412b。
- (24) 大正22巻, 544c。
- (25) 大正22巻, 327b13。
- (26) 佐々木 *Adhikaraṇa 1*；佐々木 *Adhikaraṇa 2*；佐々木 *Adhikaraṇa 3*。
- (27) 大正22巻, 328c4, 332a4, 332c13, 333b3, 333c22, 334c24, 335b18。
- (28) 大正22巻, 328c4。なお、この文中に「見不欲」という語が現れるが、「見不欲」とは、不正に羯磨が行われた時に、「私はこれを認めない」と三度口に出してから、委任して、その場を去る、という手続きである。不満は表明するが、阻止はしないという態度表明の方法である。ここで言っているのは、「見不欲をした比丘が、あとになって羯磨の無効を主張したら、波夜提になる」という見解である。「見不欲」については、『摩訶僧祇律』巻三十一（大正22巻, 480b）参照。
- (29) 相言諍を現前毘尼で滅する場合：328c4。罪諍を自言毘尼で滅する場合：333b3。そして如草布地ですべてのアディカラナを滅する場合：335b18。
- (30) そこには「僧は速やかに集まり、法の如く、律の如くに、これこれのアディカラナサマタ法でその諍事を滅せよ」と言う文言はあるが、それは羯磨の執行を意味しているわけではない。その一番の証拠は如草布地による滅諍である。そこでは二派に分かれて対立している比丘たちが、それぞれ代表を出し合い、その代表が相手方に向かって懺悔することで互いの罪を帳消しにする、という手順であり、羯磨はどこにも用いられない。

それでもそれを、「僧は速やかに集まり、法の如く、律の如くに、如草布地でその諍事を減せよ」と言っているのである。

- (31) 『摩訶僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 卷, 496c) に、「滅には七あり」として七種のアディカラナサマタ法を列挙し、それにつづいて「諍事とは四諍事である」として四種類の諍事を列挙する箇所がある。名称を列挙するだけの簡素な記述だが、その記述順序が他の律の「サマタ韃度」と同じく、七アディカラナサマタ法→四アディカラナ法となっている点が注目される。本来はここに「サマタ韃度」相当部分の記述が存在していて、そのうちの後半部分、「四アディカラナを七アディカラナサマタ法のどれによって減するのか」という記述が波夜提第 4 条に挿入された、という可能性がある。なぜ後半部分だけが利用されたのかというと、波夜提第 4 条の条文解釈が「条文中のアディカラナという語の意味は四種のアディカラナである」という注釈をつけており、それを受けなければならぬので、七アディカラナサマタだけを語る前半部分をこれに繋げることができず、そのため、四アディカラナの名称列挙から始まる後半部分だけが利用された、という推測が成り立つ。そして、利用されなかった、前半の、七アディカラナサマタだけを語る部分は、単に名称列挙というかたちで「雜誦跋渠法」に残されたのである。

本稿は、2013 年度科学研究費補助金（基盤研究 c）による研究の成果である。